

3

裁判員に選ばれたら



趙誠峰

早稲田リーガルコモンズ
法律事務所

法律知識はいりません 経験に基づく「常識」で

「裁判員裁判」という言葉を一度は聞いたことがあるでしょうか。裁判員裁判とは、簡単に言うと、私たち一般市民が裁判官とともに裁判に加わり、有罪・無罪、懲役〇年、執行猶予などといった判決をする制度です。

そして、この裁判員という制度。決して他人事ではありません。いつみなさんが、みなさんの家族が選ばれるかもしれません。その時に備えて、制度をわかりやすく解説したいと思います。

なぜ裁判員裁判

このような裁判員裁判の説明を受ける、なぜ市民がそのようなことをやらなければならないのか、プロの裁判官に任せておけばいいのではないか、法律の知識など何もない市民に裁判などできるわけがないなどと思われる人も少なくないでしょう。

裁判員裁判という制度は2004年5月に法律が制定され、2009年5月21日から制度がスタートしました。まだ制度が始まって6年少々です。ではなぜこのような制度が始まったのでしょうか。

職業的な弊害から「世間一般」を反映

それにはいくつかの理由がありますが、その1つが、裁判に市民

の常識を反映させるという目的があります。それまでは裁判はすべて職業裁判官（プロの裁判官）のみによって行われてきました。裁判官の多くは、司法試験に優秀な成績で受かり、司法研修所を卒業して裁判官の道を歩み始め、その後何十年にもわたって裁判官をやり続けていく人たちです。

われわれ弁護士と裁判官はともに同じ司法試験という試験に合格

しており、同じ資格を持っています。しかし、一度弁護士になった人はずっと弁護士、裁判官になった人はずっと裁判官をやり続けるのが現状です。

ですので、裁判官の人たちは何十年も裁判官の仕事ばかりやっていくのです。そうになると、自然と「裁判官の常識」と「世間の常識」、「市民の常識」との間にギャップが生まれてきてしまいます。もともと

とエリート街道を歩んできた裁判官が、さらに裁判所という非常に狭い世界の中で何十年も生きていくわけですから、裁判官の常識が世間から離れてしまうことも当然のことかもしれません。

その結果何が起きるかと言うと、世間一般の常識ではあり得ないような判断が裁判官によってなされてしまうのです。それは決して正しいことではありません。だからこそこのような裁判官だけの裁判に、世間の常識を反映させる必要があったのです。

ほとんどの先進国で市民にとっての権利

また、「裁判は難しい」というイメージをお持ちの方も少なくない

プロフィール ● 趙 誠峰

福井市出身。早稲田大学法科大学院を修了し、2008年弁護士登録。早稲田リーガルcommons法律事務所パートナー。刑事弁護、とりわけ裁判員裁判や無罪を主張する事件を多数手がける。これまでに裁判員裁判での2件を含む4件の無罪判決を獲得。その他、在日コリアンの法律問題なども手がけている。



早稲田リーガルcommons法律事務所の会議室

のではないのでしょうか。それも当然のことです。裁判員裁判が始まる以前の裁判は、裁判官、検察官、弁護士といった法律の専門家だけによって進められてきましたから、専門家にしか理解できないような専門用語が飛び交っていました。

そのような裁判は市民には「難しい」「わかりづらい」と思われて当然でした。

しかし、裁判というのは市民にとってその権利を守る最後の砦です。市民からかけ離れた存在であってはなりません。そこで、裁判に市民がもっと参加できるようにするというのが目的も裁判員裁判にはあるのです。

ちなみに世界に目を向けるとほとんどの先進国ではこのような市民が裁判に参加する仕組み

(国によって、陪審制、参審制など制度に違いはありますが)があります。日本は先進国の中でもこのような市民の裁判手続

きへの参加について後進国でした。

どんな事件を担当

当時は殺人事件など重大な「刑事裁判」で

では、どのような事件で裁判員裁判は行われるのでしょうか。裁判と一口に言っても、売買代金の回収、建物からの立ち退きの要求、離婚、殺人、遺産分割などさまざまあります。

その中でも、刑事裁判(犯罪を犯したと疑われている人について、有罪・無罪の判断をする裁判)の中でも、重大な刑事裁判について裁判員裁判が導入されました。具体的には、殺人、強盗致死、傷害致死、強姦致傷、危険運転致死などといった事件です。

市民の常識を反映させるべきという点からは、必ずしも重大な刑事事件に限る必要はありません。貸金の返還や離婚といった事件についても、狭い視野しか持っていない裁判官だけではなく、様々な経験を積んでいる市民の常識を取り込んだ方がいいです。しかし、さなり多くの事件をはじめるのは大変なので、まずは重大な刑事裁判から裁判員制度はスタートする

こととなったのです。

どう選ぶのか

日本国籍で20歳以上11月頃クジで候補を

裁判員は選挙人名簿からくじで選ばれます。つまり日本国籍を持つている20歳以上の人であれば、基本的にはいつ裁判員に選ばれてもおかしくありません。毎年11月頃に、翌年の裁判員の候補者がくじで選ばれます。

選ばれた人のところには、「来年の裁判員の候補者になりました」という通知が届きます。そして、個々の事件の裁判が始まるという段階になると、その時点でその事件の裁判員候補者がくじで選ばれます。

ここで選ばれた人は指定された日に裁判所に行かなければなりません。そして、裁判所に行つて、質問をしたり、受けるなどした後、最終抽選が行われ、裁判員が選ばれます。

裁判員になれない人

このように裁判員は選挙人名簿からくじで選ばれますが、いくつかのパターンに当てはまる人

は裁判員になることができません。例えば、禁固以上の刑に処せられた前科がある人であるとか、国會議員、国の行政機関の幹部職員、司法関係者（弁護士など）、自衛官などです。また裁判を行うその事件の関係者（例えば被害者の家族とか）もちろん裁判員になることができません。

しかしそれ以外の人については、全員平等に裁判員に選ばれる可能性（チャンス？危険性？）があるのです。

何をするのか、出来るのか

では、裁判員に選ばれたら何をするのでしょうか。それは、刑事裁判にかけられている被告人について、さまざまな証拠を見て、証人の話を聞いた上で、その人が有罪なのか無罪なのかを判断するとともに、有罪だと判断した場合に、その人にどのような刑を科すのか（懲役何年とか、執行猶予をつけるなど）を判断することになります。

そう聞くと、法律の素人である市民にそのようなことができるのか、不安になるかもしれません。もう少し詳しくご説明しましょう。

検察官の起訴状と証拠によって進行

刑事裁判では、検察官が犯罪の疑いをかけられている被告人を起訴（裁判にかけるということです）します。その際、検察官は被告人がどのような事件を起こしたというのか、その言い分を起訴状という書類に書いて起訴します。

例えば、酔っぱらい同士のケン

カで相手を殴ったところ、たまたま打ち所が悪くて相手が亡くなったしまったような傷害致死事件の場合、例えば「被告人は、平成27年11月1日、東京都中央区において、鈴木太郎に対してその顔面を手拳で5発殴打するなどの暴行を加え、他人をその場に仰向けに転倒させて、その後頭部を路面に打ち付けさせ、よって、他人に外傷性くも膜下出血の傷害を負わせ、死亡させ

たものである」といった具合です。そして、刑事裁判では、この検察官の「言い分」について、法廷に出てきた証拠に基づいて「間違いない」と言えるかどうかを判断するのです。

人により常識は違う その多様さを反映し

私たちは日常生活で同じようなことをよくやっています。例えば会社内で争い事が生じたときに、関係者からいろいろ事情を聞いて、何があったのかを判断するといったことなどです。基本的には同じです。

法廷に出てきた証拠を見たり、証人の話を聞くなどして、検察官が起訴した事実が「間違いない」と言えるかどうかを判断するのです。そのときに頼りになるのは自分自身の経験に基づく常識なのです。決してそこに法律の知識などは必要ないのです。

「常識」とは人それぞれの経験に基づくもので人によっては差があるものです。この裁判員裁判という制度は、いろんな人の「常識」を裁判に反映させるといって制度です。裁判員に選ばれた人それぞれ



れの常識にしたがって判断をすればいいのです。

劇的に分かり易く

それでも裁判は難しいのではないかと思われるかもしれませんが、しかし、私たち弁護士も、依頼人の利益を守るために、自分たちの言い分を裁判員の人たちに理解してもらわなければなりません。

そのために、法律家ではない裁判員の人たちにも理解してもらえないよう、法律家にしかわからない言葉ではなく、普通の平易な言葉で、わかりやすい裁判をするようになりました。裁判員裁判が始まったことよって刑事裁判は劇的にわかりやすくなったのです。ですので、裁判は難しいのではないかといった心配は無用です。

プロ3人裁判員6人 1人1票の多数決で

検察官が起訴状に書いた事実があることについて「間違いない」と判断されれば、被告人を有罪にすることになります。逆に、検察官が起訴状に書いた事実について、法廷に出てきた証拠や証人の話からは「疑問が残る」となった場合は、

被告人に無罪の判決を出すことになりません。

これらの結論は多数決で出すこととなります。プロの裁判官3人と、裁判員6人が、全員平等に1人1票を投じて多数決をすることになります。裁判官の1票と裁判員の1票は同じ重みです。

そして、被告人が有罪だという結論になった場合には、さらに被告人にどのような刑を科すのがふさわしいかを定めることとなります。

拒否できないのか

長いと数か月毎日 理由立てば辞退も

ところで、裁判員に選ばれた場合、裁判にどれくらいの日数がかかるでしょうか。これは裁判によってバラバラです。短いものであれば、2日くらいで終わる裁判もあります。長くなると3か月以上続くこともあります。

裁判員裁判は毎日開かれます。その間は裁判が開かれる日については選ばれた裁判員は全て出席しなければなりません。この日だけは欠席するといったことは許され

ません。それは、最後に裁判官と

裁判員が話し合いをして結論を出すときに、人によってある証人の話を聞いた人と、聞いていない人とが議論をすることになってしま

うからです。ですので、裁判員に選ばれた場合には、数日から数か月の間、平日は毎日朝から夕方まで裁判所に行って、裁判員の仕事をしなければなりません。

重い病気や介護など

当然、仕事や家庭の事情などで、そのような裁判員の仕事をすることはできないという人もいます。そのような場合には辞退という制度があります。裁判員を辞退できる場合としては、重い病気にかかっている場合、家族の介護、事業上の重要な用務を自分で処理しないと損害を生じさせてしまう場合、妊娠中などといった事情が決められています。

逆に言うと、これらの辞退が許される事情がない場合には、裁判員に選ばれた場合には裁判員の仕事をしなければなりません。裁判

員に選ばれた場合には、1日当たり1万円程度の日当が支払われることとなります。

従業員が選ばれたら

拒否強制はできない 有給無給は会社次第

このように裁判員に選ばれた場合には、裁判員として裁判に参加することは国民の義務の1つです。では、自分の会社の従業員が裁判員に選ばれた場合にはどのようにするべきでしょうか。

まず裁判員に選ばれた人が会社の休暇を取るとは法律上認められていません(労働基準法7条)。ですので、会社が裁判員に選ばれても拒否をすることを強制することはできません。

ただ、その休暇を有給休暇とするか無給休暇とするかは法律では決められていません。できる限り有給休暇とできるように配慮をすることは求められますが、それ以上に強制はありません。

裁判員に選任された場合、1日1万円程度の日当が支払われますが、これは必ずしも仕事の報酬ではありません。ですので、裁判員の休暇の有給休暇にすること

と、裁判員の日当を受領すること
は、給与の二重取りということに
はなりません。

一方で、裁判員に選ばれた場合
の有給休暇制度を整備しつつ、裁判
員に支払われる日当分についてそ
の一部を給与から減額するといっ
た就業規則は作成の余地があるか
もしれません。このあたりは弁護
士などの専門家にご相談ください。

守秘義務はどこまで

**「評議」の内容だけ
誤解も少なくない**

ところで、裁判員になった場合
には守秘義務が課せられます。守
秘義務を破った場合には、刑罰ま
で定められています。このような
裁判員になった人に課される守秘
義務についてはいろいろ大きな問
題があります。

守秘義務の対象は、裁判官と裁
判員の人たちとの話し合い（これを
「評議」と言います）の内容です。
評議は非公開で行われます。そこ
での話し合いについて、誰が何を
言ったのかといったことは誰にも
話してはいけなくとされています。
逆に言えば、法廷で出てきた証
拠の内容、証人の話の内容などは、

守秘義務の対象ではあり
ません。知り合いなど誰
に話しても何の問題も
ありません。

むしろ、裁判は公開さ
れているものですから、
誰もが自由に見ることが
できるのです。そこで出
された証拠や証人の話は
すでに公開されたもの
ですから、秘密ではないの
です。

ところが、何が守秘義
務の対象で、何が対象で
はないのかについての区
別がなかなか難しいので、
裁判員になった人は、何
も話しちゃいけない」と誤解をし
てしまっている人が少なくないよ
うです。しかし、まだ制度が始ま
ったばかりのこの裁判員裁判制度
ですから、少しでも制度をよくし
ていくためには裁判員の感想など
どんどん表に出てくるべきですね。

経験した人たち

**すでに5万人以上
好意的な評価多い**

このような裁判員裁判もスター
トしてから6年以上経過していま



す。これまでに6000人以上の
被告人に対して裁判員裁判が開か
れ、5万人以上の市民が裁判員と
して参加しました。裁判員裁判に
参加した裁判員の人たちの感想や
意見も少しずつ聞かれるようにな
りました。

その評価は、「裁判が非常にわか
りやすかった」、「貴重な経験にな
った」、「これから裁判を見る目が
変わります」など、好意的な評価
が多いようです。それはこれまで
刑事裁判に興味向けられてこな

「心づいて」時へ

**普段から心の準備
思う存分に意見を**

読者のみなさんもいつ裁判員に
選ばれるかわかりません。何の心
の準備もないまま裁判員に選ばれ
ると、ある程度心の準備をした
上で選ばれるのでは全然違うで
しょう。みなさんが裁判員に選ば
れたときのためにこの記事が多少
でも参考になれば幸いです。

そして、いざ選ばれたときには
思う存分裁判員として意見などを
述べてください。市民の常識を裁
判に反映させるということが目的
ですから。

そして、もしみなさんの周りの
方が、事件に巻き込まれたとき、
そしてそれが裁判員裁判になった
とき、裁判員裁判にしっかりと対応
できる弁護士を吟味できるように
アドバイスをしてあげてください。

裁判員裁判によって刑事裁判は
劇的に変わりつつあります。この
変化に対応できる弁護士と、旧態
依然とした弁護士との間には、裁
判員裁判においては大きな差があ
るのが実情です。